

## 転出・転入等の際の車両の手続場所

区分		市内転居	転出	転入	廃車	名義変更	
バイク	125cc以下	手続場所	宇治市役所税務課	転出先の市区町村窓口	宇治市役所税務課	宇治市役所税務課	登録する市区町村窓口
		連絡先	0774-20-8718		0774-20-8718	0774-20-8718	0774-20-8718(宇治市)
	必要書類等		・本人確認書類	・宇治市のナンバープレート ・本人確認書類	・転入前市町村のナンバープレート ・本人確認書類	・宇治市のナンバープレート ・本人確認書類	【宇治市で登録する場合】 ・再登録用の廃車証明書(廃車済車両の場合) ・ナンバープレート(未廃車車両の場合) ・旧所有者の廃車申告書(未廃車車両の場合) ・本人確認書類
		手続場所	京都運輸支局				
	250cc以下	連絡先	050-5540-2061				
		必要書類等	・軽自動車届出済証 ・新住所の住民票 ・ナンバープレート(管轄が変わる場合) ・自賠責保険(共済)証明書(管轄が変わる場合)	・軽自動車届出済証 ・ナンバープレート	・軽自動車届出済証 ・譲渡証明書 ・新使用者の住民票 ・ナンバープレート(管轄が変わる場合) ・自賠責保険(共済)証明書(管轄が変わる場合)		
250cc超	手続場所	京都運輸支局					
	連絡先	050-5540-2061					
必要書類等	・自動車検査証(車検証) ・新住所の住民票 ・ナンバープレート(管轄が変わる場合)	・自動車検査証(車検証) ・ナンバープレート	・自動車検査証(車検証) ・譲渡証明書 ・新使用者の住民票 ・ナンバープレート(管轄が変わる場合)				
自動車	660cc以下 (軽自動車)	手続場所	軽自動車検査協会				
		連絡先	050-3816-1844(京都)				
	必要書類等	・自動車検査証(車検証) ・新住所の住民票 ・ナンバープレート(管轄が変わる場合)	・自動車検査証(車検証) ・ナンバープレート ・使用済自動車引取証明書に記載のリサイクル券番号(解体の場合)	・自動車検査証(車検証) ・新使用者の住民票 ・ナンバープレート(管轄が変わる場合)			
660cc超 (普通自動車)	手続場所	京都運輸支局					
	連絡先	050-5540-2061					
必要書類等	・自動車検査証(車検証) ・新住所の住民票 ・自動車保管場所証明書(車庫証明書) ・ナンバープレート(管轄が変わる場合) ・自動車(管轄が変わる場合)	・自動車検査証(車検証) ・ナンバープレート ・所有者の実印 ・印鑑証明書 ・リサイクル券に記載の移動報告番号及び解体報告日(解体の場合)	・自動車検査証(車検証) ・譲渡証明書 ・新旧所有者の実印 ・新旧所有者の印鑑証明書 ・新使用者の自動車保管場所証明書(車庫証明書) ・ナンバープレート(管轄が変わる場合) ・自動車(管轄が変わる場合)				

京都の運輸支局・軽自動車検査協会の営業時間は平日のみで、8:45～11:45、13:00～16:00になります。

手続の内容により、必要書類等が上記の表と異なる場合があります。また、各種手続きには手数料が必要となる場合があります。

表には必要最低限の物しか記載できておりませんので、詳しくは各手続場所にお問い合わせください。

道路運送車両法第67条により、車検証の記載事項に変更があった場合は、15日以内に変更の届出をする必要があります。これに違反した場合は、同法第110条により、30万円以下の罰金が科される場合がありますので、お早めの手続きをよろしくお願い致します。